

厚生労働省
東京労働局発表
平成28年6月30日

担	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 伊藤 慎吾
当	需給調整事業第二課長補佐 磯 浩之
	主任需給調整指導官 竹中 文恵
	電話 03-3452-1474
	FAX 03-3452-5361

民間人材ビジネスに対する指導監督状況をまとめました

～ 労働者派遣事業所の 82.9%に法令違反、4社に対して行政処分 ～

東京労働局（局長：渡延 忠）は、平成 27 年度における民間人材ビジネス（労働者派遣事業及び職業紹介事業）に係る指導監督状況を取りまとめましたので、公表します。

<平成 27 年度指導監督概要>

【行政処分】

- ☆ 悪質な法令違反により、有料職業紹介事業者 1 社及び労働者派遣元事業主 3 社に対して事業停止命令などの行政処分を実施した。

【行政指導】

- ☆ 労働者派遣事業 1,647 事業所、職業紹介事業 623 事業所に対して指導監督を実施した。（3 ページの表 1 を参照）
- ☆ 指導監督を行った事業所のうち、労働者派遣事業については 82.9%、職業紹介事業については 14.4%の事業所に対して是正指導を実施した。（3 ページの表 3 を参照）

【改正労働者派遣法の周知】

- ☆ 改正労働者派遣法の周知のため、昨年 10 月から 11 月に、集中的に説明会を 18 回にわたり開催した。労働者派遣元事業主、派遣先、派遣労働者、行政機関を含む関係機関を対象に実施し、10,900 人の参加があった。また、都内のすべての派遣元事業所に対して、周知資料を送付した。

I 行政処分の実施状況

平成 27 年度は 4 社に対して職業安定法及び労働者派遣法に基づき行政処分を行った。

- ・有料職業紹介事業停止命令(職業安定法第 32 条の 9 第 2 項)……1 件
- ・特定労働者派遣事業停止命令(労働者派遣法第 21 条第 2 項)……2 件
- ・有料職業紹介事業改善命令(職業安定法第 48 条の 3) ……………1 件
- ・労働者派遣事業改善命令(労働者派遣法第 49 条第 1 項)……………3 件

	事業区分	処分理由	処分内容	処分日
1	有料職業紹介 1社	職業安定法で禁止されている建設業務の職業紹介を行うとともに、架空及び改ざんした求職者情報を提供したため。	事業停止命令 1カ月 /改善命令	平成27年5月15日
2	特定労働者派遣 1社	特定労働者派遣事業の届出のまま、許可なく一般労働者派遣事業を行ったため。	事業停止命令 1カ月 /改善命令	平成27年5月15日
3	特定労働者派遣 1社	通信サービス提供会社へ多重派遣を行ったため。	事業停止命令 2週/改善命令	平成27年6月16日
4	一般労働者派遣 1社		改善命令	

※ 詳しくは東京労働局のホームページ(http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/_113814.html)をご参照ください。

[労働者派遣事業の種類]

- ※ 一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。一般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可が必要となります。
- ※ 特定労働者派遣事業とは、常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣への届出が必要となります。
- ※ 平成 27 年 9 月 30 日から労働者派遣法の改正により、一般、特定労働者派遣の区分がなくなり、すべて許可制となっています。

II 行政指導の実施状況

表 1 指導監督実施事業所数

	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度比
全事業所数 計	2,510 件	2,519 件	▲0.4%
うち労働者派遣事業	1,647 件	1,632 件	0.9%
うち請負事業	240 件	278 件	▲13.7%
うち職業紹介事業	623 件	609 件	2.3%

表 2 是正指導を行った延べ事業所数

	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度比
全事業所数 計	1,585 件	1,505 件	5.3%
うち労働者派遣事業	1,365 件	1,185 件	15.2%
うち請負事業	130 件	138 件	▲5.8%
うち職業紹介事業	90 件	182 件	▲50.5%

表 3 是正指導率（上記、表 2÷表 1×100）

	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度比
全事業所数 計	63.1%	59.7%	3.4P
うち労働者派遣事業	82.9%	72.6%	10.3P
うち請負事業	54.2%	49.6%	4.6P
うち職業紹介事業	14.4%	29.9%	▲15.5P

表4 主な指導内容

(1) 労働者派遣事業に関するもの

① 派遣元への指導内容

○就業条件の明示（法第 3 4 条第 1 項）	・就業条件の内容に不足がある、あるいは明示がなされていない。
○労働者派遣契約（法第 2 6 条第 1 項）	・就業日、就業時間がシフト制とされているにもかかわらず、シフトが定められていない。 ・派遣就業の時間外労働の限度時間数や休日労働の限度日数が定められていない。
○派遣元管理台帳（法第 3 7 条第 1 項）	・派遣元管理台帳の記載内容に不備がある。
○マージン率等の情報提供（法第 2 3 条第 5 項）	・派遣労働者に対し、マージン率等の情報提供が正しく行われていない。
○派遣先への通知（法第 3 5 条第 1 項）	・派遣元から派遣先へ通知する内容に不備がある。

② 派遣先への指導内容

○派遣先管理台帳（法第42条第1項）
・派遣先管理台帳の記載内容に不備がある。
○労働者派遣契約（法第26条第1項）
・就業日、就業時間がシフト制とされているにもかかわらず、シフトが定められていない。 ・派遣就業の時間外労働の限度時間数や休日労働の限度日数が定められていない。

(2) 請負業者、発注者への指導内容（実態が、労働者派遣であったもの）

○労働者派遣契約（法第26条第1項）
・労働者派遣の実態にも関わらず、労働者派遣契約を適正に締結していない。
○無許可、無届出の労働者派遣事業の実施及び受入れ（法第5条第1項、法第24条の2）
・無許可、無届出のまま労働者を派遣し、又は受け入れていた。

(3) 職業紹介事業者への指導内容

○労働条件の明示（法第5条の3第1項）
・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを正しく明示していない。
○取扱職種の範囲等の明示（法第32条の13）
・取扱職種の範囲を明示していない。 ・手数料、苦情の処理に関する事項などを正しく明示していない。
○帳簿書類の備付け（法第32条の15）
・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載すべき事項が記載されていない。

Ⅲ 法制度の周知状況

法制度の周知を図るため、派遣元事業主、派遣先などを対象に研修会及びセミナーを開催した。

対 象	実施回数（回）	出席人員（人）
派遣元事業主	69	3,351
派遣先	11	612
職業紹介事業者	47	2,042
労働者	15	325
その他（関係団体等）	20	2,827
合 計	162	9,157

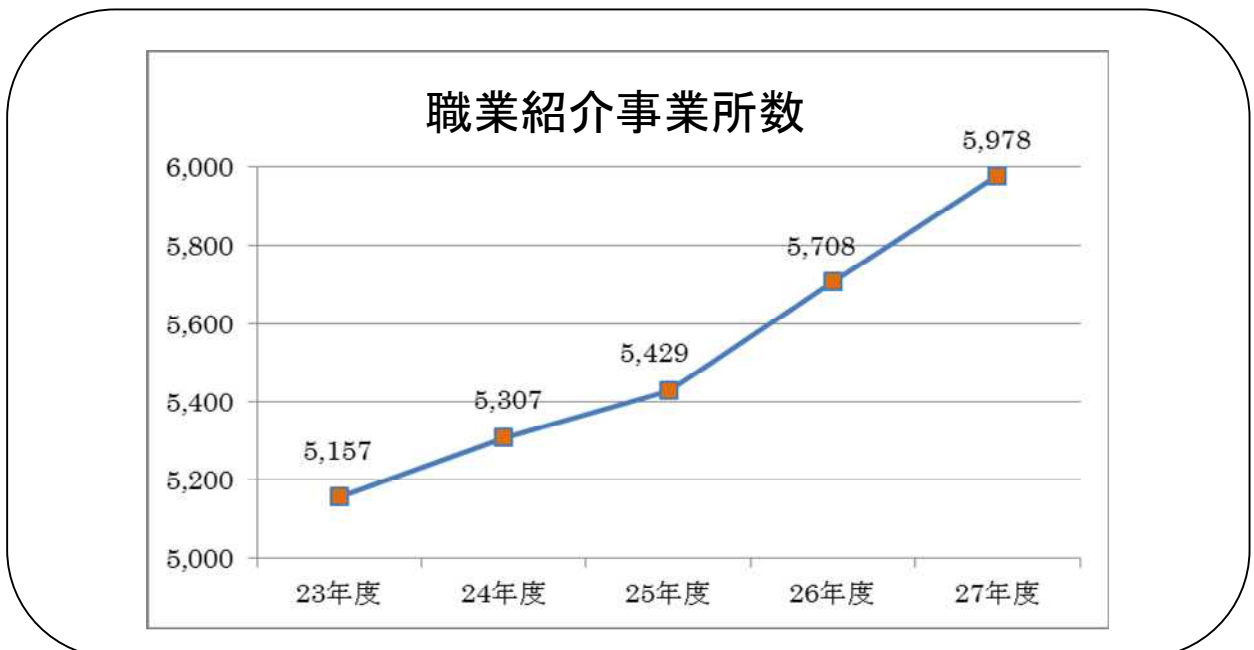
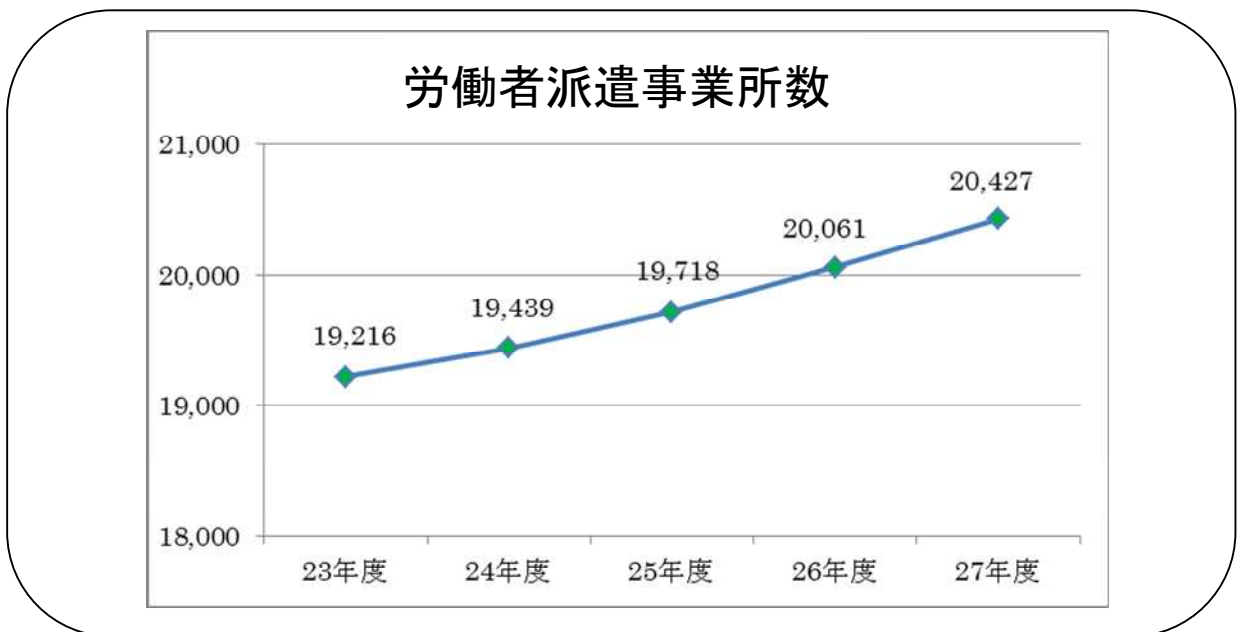
※上記のほか、平成27年度は、改正労働者派遣法説明会を実施。

平成27年10月から11月までに、18回開催し10,900人の参加。

IV 平成 28 年度の指導監督方針のポイント

- 平成 27 年 9 月 30 日施行の改正労働者派遣法の周知及び指導を図る。特に労働者派遣事業の許可制への一本化や労働者派遣制限の見直し、派遣労働者の雇用安定措置、キャリアアップ措置について、積極的な周知・広報に取り組み円滑な施行に努める。また、労働契約申込みみなし制度等について、派遣先等を中心に幅広く本制度の周知を行う。
- 労働者派遣事業主及び職業紹介事業者等の民間人材ビジネス並びに派遣先等に対する厳正な指導監督を計画的かつ効果的に実施する。特に、いわゆる偽装請負など悪質な違反及び是正指導後も違反を繰り返す事業主等に対しては、行政処分等を含め厳格な対応を徹底する。

<参考:東京労働局管内許可届出事業所数の推移>



※事業所数は、各年度末現在